

令和6年度渉外知事会定期総会の開催及び要請活動等の実施結果について

米軍基地が所在する 15 都道府県の知事で構成する渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）は、本日午前、都道府県会館で定期総会を開催し「基地対策に関する要望書」等についての審議を行い、同日午後、防衛省、外務省等の関係省庁で要望活動を行いました。また、関係省庁への要請後、会長（神奈川県知事）、副会長（沖縄県知事、青森県副知事（代理）、長崎県副知事（代理））が在日米国大使館に赴き、国への要請の概要を説明し、意見交換を行いましたのでお知らせします。

1 定期総会

(1) 「基地対策に関する要望書」について

令和6年度の「基地対策に関する要望書」について審議し、採択されました。

【参照】

- ・ 令和6年度「基地対策に関する要望書」の概要（別添1）
- ・ 渉外知事会による日米地位協定改定7本の柱の要望（別添2）
- ・ 基地対策に関する要望書の前年度からの主な変更点（別添3）
- ・ 基地対策に関する要望（別添4）

(2) 「米軍人等による事件・事故の再発防止等に関する特別要請」について

「米軍人等による事件・事故の再発防止等に関する特別要請」について審議し、採択されました。

【参照】

- ・ 米軍人等による事件・事故の再発防止等に関する特別要請（別添5）

(3) 「航空機事故後の対応等に関する特別要請」について

「航空機事故後の対応等に関する特別要請」について審議し、採択されました。

【参照】

- ・ 航空機事故後の対応等に関する特別要請（別添6）

2 要望活動等

防衛省、外務省等関係省庁に要望及び特別要請を実施するとともに、在日米国大使館で意見交換を行いました。

(1)要望者

会長 黒岩 祐治 神奈川県知事 ほか

(2)対応者

ア 防衛省 松本 尚 防衛大臣政務官

イ 外務省 深澤 陽一 外務大臣政務官

ウ 在日米国大使館 ケミー・モナハン 首席公使

問合せ先

神奈川県政策局基地対策部基地対策課

課長 館野 電話 045-210-3370

課長代理 川東 電話 045-210-3375

令和6年度「基地対策に関する要望書」の概要

「基地対策に関する要望書」及び「基地対策に関する要望書（別冊）」の2冊で構成しています。

1 「基地対策に関する要望書」の概要

(1) 重点要望

国に対して重点的に要望する事項を、趣旨を踏まえて分かりやすく3つの大きな柱としています。

特に、日米地位協定の改定については、日米地位協定に盛り込むべき項目、内容を明確にして、7本の柱、19項目の改定として整理しています。

なお、重点要望については、文書による回答を求めています。

< 3つの大きな柱 >

「1 基地の整理、縮小及び早期返還の促進」

「2 日米地位協定の改定」

- ① 基地使用の可視化
- ② 環境条項の新設
- ③ 騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設
- ④ 国内法適用の拡充
- ⑤ 基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設
- ⑥ 米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実
- ⑦ 地元意見の聴取に係る仕組みの新設

「3 国による財政的措置等の新設・拡充」

- ① 基地交付金等の増額等
- ② 地域振興策の新設・拡充
- ③ 基地跡地の返還に係る支援
- ④ 駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化
- ⑤ 環境汚染対策費の新設（6年度新規追加）

(2) 要望事項

個別の要望事項の内容について説明をしています。

2 「基地対策に関する要望書（別冊）」の概要

「基地対策に関する要望書」のうち、要望事項「2 日米地位協定の改定に係る要望」、「3 日米地位協定の運用改善に係る要望」、「4 日米地位協定の補足協定に係る要望」について別冊としています。

- ・「2 日米地位協定の改定に係る要望」…各項目に要望内容の詳細・理由等を記載。
- ・「3 日米地位協定の運用改善に係る要望」…要望及び要望に至った理由等を記載。
- ・「4 日米地位協定の補足協定に係る要望」…要望及び要望に至った理由等を記載。

渉外知事会による日米地位協定改定 7 本の柱の要望

① 基地使用の可視化

基地の使用に関しては、米側の裁量に委ねられている部分が多く、基地の実情が見えず、周辺住民は大きな不安を抱えている。そのため、日米間の合意事項も含め、できる限り基地の実情等が見えるようにすること。

(第 2 条関係、施設・区域の提供等)

- ◇「個々の施設及び区域（以下「基地」という。）に関する協定については、使用目的、使用範囲、使用条件等を詳細に記載するとともに、その内容を日本国政府が定期的に審査すること」

(第 3 条関係、施設・区域に関する措置)

- ◇「公務遂行のため、日本国政府や地元地方公共団体の人員が基地内への立ち入りを求めた場合は、速やかに応ずること。また、その際、公務を遂行する上で、必要かつ適切なあらゆる援助を与えること」

(第 25 条関係、合同委員会合意)

- ◇「日米合同委員会の合意事項は速やかに公表すること」

② 環境条項の新設

基地内の環境問題は、周辺住民の生命、健康に重大な影響を与える可能性がある。そのため、日米地位協定に規定のない環境条項を新たに盛り込むこと。また、環境補足協定については、環境に影響を及ぼす可能性がある場合には、通報の有無に関わらず、地元自治体が必要とする立入調査が行えるよう、改善を図ること。通報の基準については、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続（外務省仮訳）」において「危険物、有害物又は放射性物質の誤使用、廃棄、流出又は漏出の結果として実質的な汚染が生ずる相当な蓋然性」とされているが、環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故等が発生した場合及び発生した疑いがある場合にまで拡大すること。

加えて、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の地元自治体への迅速な情報提供、米軍（事故原因者）又は国（基地提供者）による速やかな環境調査の実施、調査結果の早急な公表及び汚染除去等の実施、並びに地元自治体による迅速かつ円滑な立入調査の実現及び返還前の早期の立入りの実現、基地内外の環境汚染に関する日米両政府で共有された情報の迅速な公開など、実効性のある運用を通じて基地内外の環境対策の強化を着実に図ること。

(第 3 条関係、施設・区域に関する措置)

- ◇「生活環境の保全等に係る環境条項を新たに設け、基地内において国内環境法令を適用するとともに、日米両国政府の責任において基地の特殊性に応じた措置を講ずること」

(第 4 条関係、施設の返還)

- ◇「基地の返還にあたっては、日米両国政府の責任において環境調査を実施・公表し、環境の浄化や障害物件の撤去等の適切な措置を講じた上で返還すること」

③ 騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設

米軍飛行場及び訓練場周辺や飛行ルート及び訓練空域下の住民は、飛行訓練等により航空機の騒音被害や航空機事故に対する不安等、大きな負担を強いられている。そのため、騒音軽減や飛行運用の制限等に関する条項の新設をすること。

(航空機の騒音軽減措置、飛行運用関係)

- ◇「市街地や夜間、休日等の飛行制限、最低安全高度を定める国内法令の適用等、航空機の騒音軽減措置や飛行運用に関する制限措置を行うこと」

④ 国内法適用の拡充

我が国の法令は、在日米軍の活動には原則として適用されていない。公共の安全確保に万全を期すため、米軍の活動に航空法令、環境法令、保健衛生に関する法令など、周辺住民の生活に大きな影響を与える可能性の高い分野について、国内法令を適用すること。

なお、新興感染症等への対応については、これまでの経緯を踏まえ、保健衛生に関する特別協定の締結などにより、国内法令を早急に適用すること。

(第5条関係、入港料・着陸料の免除)

- ◇「米軍の艦船及び航空機が港湾、空港を使用する場合は、国内法令を適用すること。また、緊急時以外の民間空港の使用を禁止すること」

(第9条関係、米軍構成員等の地位)

- ◇「人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法令を適用すること」

(第16条関係、日本法令の尊重義務)

- ◇「米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令、航空機騒音の環境基準を定める環境法令を適用するなど、米軍の活動に国内法を適用することを明記し、公共の安全確保に万全を期すこと。」

⑤ 基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設

米軍の活動は、基地周辺住民の生命、健康に重大な影響を与える可能性がある。そのため、日米地位協定に規定のない基地内の安全管理に関する責務と日米の相互協力に係る条項を新たに盛り込むこと。また、飛行訓練などの演習・訓練については、原則、日米地位協定第2条に基づき提供される施設・区域及び我が国の領域近傍において、船舶、航空機等の航行の安全を図る等のために区域を指定している水域・空域（以下「提供区域等」という。）の域内において実施することとし、やむを得ず提供区域等の域外において実施される演習・訓練について日本政府との事前協議を義務付ける条項を新設すること。

(第23条関係、安全確保のための措置)

- ◇「基地内における米軍の活動については、安全管理に万全を期すなど、基地周辺住民の安全・安心の確保に責任をもって実施すること。また、日米の関係機関が、基地内の貯蔵物等について情報を共有するなど、日米両国が相互に協力して、基地周辺住民の安全確保に努めること」

(第25条関係、合同委員会)

- ◇「飛行訓練などの演習・訓練については、原則、提供区域等の域内において実施することとし、やむを得ず提供区域等の域外において実施される演習・訓練については、必要最小限とし、事前に安全措置等について日本政府と協議を行うことを規定すること」

⑥ 米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実

米軍構成員等による事件・事故への適切な対応は基地問題の重要課題の一つである。米軍構成員等の規律保持や教育・研修などの事件・事故を防止するための取組みを徹底すること。また、関係する地方公共団体や住民への情報提供や被害者への補償を適切に行うとともに、事故時の日本側の権限等を明確にし、事件・事故時の措置を充実すること。

(第3条関係、施設・区域に関する措置)

- ◇「基地に起因又は関連する事故が発生した場合、事故の大小及び施設・区域の内外にかかわらず速やかに事故等の情報を関係する地方公共団体に提供するとともに、地域住民にも速やかに適切な情報提供を行い、二次災害防止のための適切な措置をとること」

(米軍構成員等による事件・事故の防止に係る条項の新設)

- ◇「米国政府は、平素より、米軍構成員等の規律保持や教育・研修などの事件・事故を防止するための取組みを徹底すること。また、教育研修にあたっては、地元地方公共団体の意見を反映するなど、実効性の向上に努めること」

(第17条関係、裁判権)

- ◇「日本国が第1次裁判権を有する場合、米国は日本側から被疑者の拘禁の移転要請があるときには、速やかにこれに応ずること」
- ◇「基地の外における米軍財産について、日本国の当局が捜索、差押え又は検証を行う権利を行使すること」
- ◇「基地の外における事故現場等の必要な統制は、日本国の当局の主導の下に行われること」

(第18条関係、請求権の放棄)

- ◇「公務外の米軍構成員等が起こした事件・事故等であっても、当事者間での解決が困難な場合で、被害者への損害賠償額が満たされないときには、日米両国政府の責任において補償が受けられるようにすること」
- ◇「米国の当局は、日本国の裁判所の命令がある場合、米軍構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえて、日本国の当局に引き渡さなければならないこと」

⑦ 地元意見の聴取に係る仕組みの新設

基地が所在する地方公共団体では、航空機による事故や騒音、部隊の再編等に伴う生活環境への影響など、基地に起因する様々な問題が発生している。こうした問題解決のためには、地元地方公共団体の意向を聴取し、その意向を反映できる仕組みが不可欠であることから、新たに規定を設けること。

(第25条関係、合同委員会)

- ◇「基地の運用等に関して地元地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重するとともに、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者の参加する地域特別委員会を設置すること」

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）
令和6年度「基地対策に関する要望書」前年度からの主な変更点

変更点 1：環境汚染対策費の新設

<修正概要>

沖縄県内では、基地が汚染源である蓋然性が高い環境汚染が発生しており、沖縄県は、浄水場に設置している水道水の浄化のための粒状活性炭を従来の半分の期間で取り換えるなどの対策を講じているが、沖縄県が対策に要している費用について、国の既存の交付金は充当できず、また補償等もなされていない状況にある。このような状況に対応できるよう、国による財政措置の新設を求めるもの。（重点要望）。

◎ 重点要望 3・国による財政的措置等の新設・拡充

<本冊（施策・制度・予算編 P. 8）>

旧（令和5年度）	新（令和6年度）
	<p>【本冊 P. 8 3 国による財政的措置等の新設・拡充】</p> <p>⑤ 環境汚染対策費の新設</p> <p><u>基地と関係する蓋然性が高いと地方自治体が判断した環境汚染に対しては、日米で連携し原因究明に努め、必要に応じて原因に即した対策を講じるとともに、原因が明らかになるまでの間も、地方公共団体が実施する対策に要する費用を国が負担すること。</u></p>

変更点 2 : 日米地位協定の運用に関する情報の公表等

＜修正概要＞

我が国では、日米地位協定に基づく運用の中で、米軍による様々な活動が行われているが、そのなかでも、昨年 11 月に発生したオスプレイの墜落事故等、国民の安全・安心に関わる事項については、地方自治体に情報提供するのみならず、国の責任において把握の上、国民に向けて公表するなど、丁寧な対応を行うよう求めるもの。(個別要望)。

◎ 個別要望・3 日米地位協定の運用改善に係る要望

＜別冊（日米地位協定関係編 P.19）＞

旧（令和 5 年度）	新（令和 6 年度）
<p>【別冊 P.19 3（1）全体関係＜運用についての情報提供＞】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(略) ＜運用についての情報提供＞ イ 日米地位協定及びその合意事項について運用実態を取りまとめ、住民、地方公共団体等へ情報提供すること。</p> </div> <p>(1) 全体関係 日米地位協定は、日米を取り巻く安全保障体制や我が国の社会経済環境が大きく変化したにもかかわらず、60年以上もの間、見直されておらず、社会情勢に対応できなくなっています。 当協議会では、これまでも日米地位協定の見直しを繰り返し求めてきましたが、日米地位協定を環境面から補足する「環境補足協定」や、軍属の範囲を明確化する「軍属に関する補足協定」が日米両国政府間で締結されたほかは、未だに具体的な取組みが行われておりません。 米軍基地に起因する事件・事故、環境問題等の根底には日米地位協定があり、こうした問題を抜本的に解決するためには、日米地位協定の見直しが必要と考えます。 また、日米地位協定の運用は、国民の安全を守るという観点から、適切に行われるべきものであり、その運用実態については、住民</p>	<p>【別冊 P.17 3（1）全体関係＜運用についての情報提供＞】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(略) ＜運用についての情報提供＞ イ 日米地位協定及びその合意事項に基づく運用実態について、<u>関係省庁間で十分に連携し、国の責任において把握の上、国民に向けて公表し、地方公共団体等へ情報提供するとともに、影響を受けることが想定される関係住民へ、直接、丁寧に周知すること。</u></p> </div> <p>(1) 全体関係 日米地位協定は、日米を取り巻く安全保障体制や我が国の社会経済環境が大きく変化したにもかかわらず、60年以上もの間、見直されておらず、社会情勢に対応できなくなっています。 当協議会では、これまでも日米地位協定の見直しを繰り返し求めてきましたが、日米地位協定を環境面から補足する「環境補足協定」や、軍属の範囲を明確化する「軍属に関する補足協定」が日米両国政府間で締結されたほかは、未だに具体的な取組みが行われておりません。 米軍基地に起因する事件・事故、環境問題等の根底には日米地位協定があり、こうした問題を抜本的に解決するためには、日米地位協定の見直しが必要と考えます。 また、日米地位協定の運用は、<u>国民の安全・安心を守るという観点から、適切に行われるべきものであり、その運用実態については、</u></p>

<p>や地方公共団体の理解を得るためにも情報提供することが必要と考えます。</p>	<p>住民や地方公共団体の理解を得るためにも、<u>関係省庁間で十分に連携し、国の責任において把握の上、国民に向けて公表し、地方公共団体等へ情報提供することが必要と考えます。</u></p> <p><u>また、影響を受けることが想定される住民に対しては、直接、丁寧に周知するべきと考えます。</u></p>
---	---

変更点 3 : 米軍基地における有機フッ素化合物 (PFOS 等) の保管状況等の公表等

＜修正概要＞

広島県内では、基地周辺において高濃度の PFOS 等が検出されているが、基地での PFOS 等の保管・処分等の状況や、米軍が実施した調査等の内容が一部しか地元自治体に示されていないという状況にある。このような状況を踏まえ、PFOS 等の保管状況等の公表等を求めるもの。(個別要望)。

◎ 個別要望・3 日米地位協定の運用改善に係る要望

＜別冊 (日米地位協定関係編 P.22) ＞

旧 (令和5年度)	新 (令和6年度)
<p>【別冊 P.22 (3) 3条関係 (施設・区域に関する措置) ア 1項関係 [3条管理権]</p> <p>＜健康調査の実施及び地方公共団体による環境調査等への協力＞</p> <p>(キ) (略)</p> <p>特に、日本国内における有機フッ素化合物 (PFOS 及び PFOA) (以下「PFOS 等」という。) の法規制等を検討する際は、基地からの流出事故や、基地周辺の水源から PFOS 等の検出が継続している現状を踏まえ、米国等、国外の最新の規制動向や知見に十分留意すること。</p> <p>また、日米両国政府の責任において、米軍基地における、これまでの PFOS 等の使用・保管状況等を精査し、状況に応じて基地内の汚染状況に関する調査を早急を実施して、汚染が確認された場合は汚染源の除去等、必要な対策を講じ公表することや、地元自治体が求める立入調査等を実現させるようにすること。</p>	<p>(キ) (略)</p> <p>特に、日本国内における有機フッ素化合物の法規制等を検討する際は、基地からの流出事故や、基地周辺の水源等から <u>PFOS 及び PFOA (以下「PFOS 等」という。)</u> の検出が継続している現状を踏まえ、米国等、国外の最新の規制動向や知見に十分留意すること。</p> <p>また、日米両国政府の責任において、米軍基地における、これまでの PFOS 等の使用、保管及び処分状況等を精査し、状況に応じて基地内の汚染状況に関する調査を早急に実施すること。<u>仮に汚染が確認された場合は汚染源の除去等、必要な対策を講じるとともに、地元自治体が求める立入調査等を実現させるようにすること。加えて、保管・処分等の状況、実施した調査及び対策の内容については、地元自治体に適時・適切に公表すること。</u></p>

変更点 4 : PFOS 等を含む製品の処分状況等の情報提供

<修正概要>

米国政府は、令和 6 年 10 月 1 日に、PFOS 等を含む旧式泡消火薬剤等の使用を全ての米軍基地で禁止し、PFAS を含まない非フッ素泡消火薬剤または水消火設備に移行予定としており、PFOS 等を含む泡消火薬剤の処分が想定されることから、処分状況等の情報提供を求めるもの。(個別要望)

◎ 個別要望・3 日米地位協定の運用改善に係る要望

<別冊（日米地位協定関係編 P.23）>

旧（令和 5 年度）	新（令和 6 年度）
<p>【別冊 P.23 <PFOS 等を含む製品の適正処理>】</p> <p>(ケ) 米軍基地における PFOS 等を含む製品の安全管理に関する日米間の協議状況について情報提供すること。</p> <p>米軍基地における PFOS 等を含む製品について、代替品への交換に向けた取組状況を公表するとともに、PFOS 等を含まないものに切り替えること。</p> <p>代替品への交換が実現するまでの間、PFOS 等を含む製品の管理にあたっては、漏出防止、駐留軍等労働者の健康への配慮等、安全対策に万全の配慮を払うこと。</p>	<p>(ケ) 米軍基地における PFOS 等を含む製品の安全管理に関する日米間の協議状況について情報提供すること。</p> <p>米軍基地における PFOS 等を含む製品について、代替品への交換に向けた取組状況を公表するとともに、PFOS 等を含まないものに切り替えること。</p> <p>代替品への交換が実現するまでの間、PFOS 等を含む製品の管理にあたっては、漏出防止、駐留軍等労働者の健康への配慮等、安全対策に万全の配慮を払うこと。</p> <p><u>処分が完了した際には、処分方法も含めてその旨を地元自治体へ速やかに情報提供すること。</u></p>

基地対策に関する要望

日米地位協定に基づき提供されている「施設及び区域」（米軍基地（水域を含む）。以下「基地」という。）を抱える地方公共団体は、基地の存在及びその運用に伴う諸問題によって地域の生活環境の整備・保全や産業振興等に様々な障害を受けており、その対策に日夜腐心しているところであります。

令和5年11月に発生したオスプレイ墜落事故をはじめとする相次ぐ航空機事故、原子力艦等の艦船の事故や弾薬等による事故への不安、航空機等の騒音による被害の増大、環境汚染、米軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族（以下「米軍構成員等」という。）による事故や犯罪の発生、駐留軍等労働者の諸問題など、基地に起因する問題も広範多岐にわたります。

特に、米軍、米軍構成員等による事件・事故を抑止するための取組みについては、日米地位協定の改定を含め、実効性のある抜本的な再発防止策が確実に講じられることが重要であると考えております。

また、近年では、新型インフルエンザ等の新興感染症及び新型コロナウイルス感染症等（以下「新興感染症等」という。）についても、その対策に万全を期すことが必要となっています。

国におかれましては、基地周辺の生活環境の整備や民生安定のために種々の施策が講じられているところでありますが、今日の多様化した住民ニーズに応えた内容とはいえず、基地周辺対策予算や基地交付金などについても制度の目的に沿った増額措置がなされておられません。

このことは、本来、国民全体で担うべき基地負担を担い、長年にわ

たって生活環境の改善を求めてきた基地周辺住民や地方公共団体の切実な願いに背くものであり、また、基地対策に関する経費が地元へ転嫁されることによって各地方公共団体の財政の圧迫をもたらすものとなっております。

これまで、在日米軍の再編や日米地位協定の運用改善などが図られてきましたが、基地を抱える地方公共団体は、さらなる基地問題の解消、とりわけ米軍基地の整理、縮小及び早期返還並びに日米地位協定の抜本の見直しに大きな期待を寄せております。

また、平成30年7月及び令和2年11月には、全国知事会において、日米地位協定の見直しなどに関する「米軍基地負担に関する提言」が取りまとめられるなど、基地問題の解消は、全国共通の課題でもあります。

よって、国におかれましては、基地周辺住民、地方公共団体のこうした状況を十分に理解され、基地対策に関する別記の施策・制度・予算に関する諸事項を速やかに実現されるよう強く要望いたします。

米軍人等による事件・事故の 再発防止等に関する特別要請

令和6年7月24日

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会

(略称：渉外知事会)

外務大臣 上川 陽子 殿
防衛大臣 木原 稔 殿

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会
(略称：渉外知事会)

会長	神奈川県知事	黒岩 祐治
副会長	青森県知事	宮下 宗一郎
副会長	長崎県知事	大石 賢吾
副会長	沖縄県知事	玉城 デニー
	北海道知事	鈴木 直道
	茨城県知事	大井川 和彦
	埼玉県知事	大野 元裕
	千葉県知事	熊谷 俊人
	東京都知事	小池 百合子
	山梨県知事	長崎 幸太郎
	静岡県知事	鈴木 康友
	京都府知事	西脇 隆俊
	広島県知事	湯崎 英彦
	山口県知事	村岡 嗣政
	福岡県知事	服部 誠太郎

昨年12月、沖縄県で米空軍兵による16歳未満の少女に対するわいせつ誘拐、不同意性交等事件が発生し、今年5月に米海兵隊員による女性に対する不同意性交等致傷事件が発生しました。また、詳細は不明ですが、この他にも同県では、昨年以降、3件の性的暴行事件があったことが明らかになっています。

同県では、平成7年には米軍人による女兒暴行という痛ましい事件があり、その後も、全国で米軍人等による事件・事故が度々発生する中、本協議会では、繰り返し、事件・事故防止を求めてきました。しかし、再び、このような事件が起きたことは極めて遺憾です。

これまでも、国からは、在日米軍は、犯罪防止に向けて研修の実施等に取り組んでいるとの説明を受けてきましたが、今回の事件を踏まえれば、十分なものではなかったと言わざるを得ません。

また、これらの事件については、国から関係自治体に対する情報提供が一切なく、その結果、関係機関、地域が連携した安全確保の取組等、事件後の対応をとることができませんでした。

速やかな対応等を図るため、米軍人等に関わる重大事件については、被害者のプライバシー等に十分配慮したうえで、関係自治体等が適時適切な情報提供を受ける必要があります。

国は情報共有体制の見直しを明らかにしましたが、引き続き検証のうえ事件が発生した自治体に対する必要な措置を講じるべきです。

については、日米両国政府で連携のうえ、次の措置を実施するよう強く求めます。

記

- 1 在日米軍が実施している研修などが実効性のあるものとなるよう不断に検証を行い、これを徹底するなど、事件・事故の再発防止に向けて必要な体制を構築すること。

また、米軍人等による事件・事故防止のため、地域の求めに応じて、国・関係自治体・米軍等が協力し対策を協議・調整する場を新たに設けること。

- 2 今回の事件を踏まえ、リバティ制度における外出制限措置の更なる厳格化等、再発防止の徹底を図るとともに、被害者に対する適切な補償を遅滞なく実施すること。
- 3 米軍人等が関わる重大事件について、引き続き、プライバシー等への配慮も含め、情報提供のあり方を検証し、必要な措置を講じるとともに、関係自治体への通報を徹底すること。
- 4 日米地位協定を改定し、日本側が米軍人等の身柄の引き渡しを求める場合には確実に引き渡しが行われるようにするなど、これまでの涉外知事会の要請を踏まえ、日米地位協定の司法手続き全般について見直しを図ること。

また、改定までの間も、平成7年の刑事裁判手続に係る日米合同委員会合意を見直し、起訴前の拘禁移転の対象である「強姦」を「不同意性交等罪」に改めるなど、不同意性交等罪の扱いを明確化すること。

航空機事故後の対応等に関する特別要請

令和6年7月24日

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会

(略称：渉外知事会)

外務大臣 上川 陽子 殿
防衛大臣 木原 稔 殿

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会
(略称：渉外知事会)

会長	神奈川県知事	黒岩 祐治
副会長	青森県知事	宮下 宗一郎
副会長	長崎県知事	大石 賢吾
副会長	沖縄県知事	玉城 デニー
	北海道知事	鈴木 直道
	茨城県知事	大井川 和彦
	埼玉県知事	大野 元裕
	千葉県知事	熊谷 俊人
	東京都知事	小池 百合子
	山梨県知事	長崎 幸太郎
	静岡県知事	鈴木 康友
	京都府知事	西脇 隆俊
	広島県知事	湯崎 英彦
	山口県知事	村岡 嗣政
	福岡県知事	服部 誠太郎

航空機事故が発生した際の対応について、当協議会として、日米間で連携して徹底した安全対策に取り組むとともに、事故後の十分な情報提供を行うよう、繰り返し求めてきました。また、日米合同委員会において、これまで、日本側が要請した際は、原則として6か月以内に米軍航空機の事故調査報告書の写しを提供すること（平成8年12月合意）や、航空機事故が発生した際に通報する事項等（平成9年3月合意）が合意されてきました。

一方で、令和5年11月に発生したオスプレイ墜落事故後の対応においては、当初、日本側が安全確認後の飛行を求めたにもかかわらず、一部機種種の飛行が継続され、また、日本側が国内でのオスプレイの運用再開前の丁寧な説明を行いたいとの意向を示したにもかかわらず、日米両国政府間での調整を踏まえた、国の説明が運用再開の前日となるなど、米軍が講じる安全確保策等に日本側の意向が反映されなかったと考えざるを得ません。さらに、その間の日米間の協議内容が明らかでなかったことや、運用再開時に、事故原因や再発防止策等の具体的な内容が、関係自治体に対して情報提供されなかった点も課題でありました。

今後は、二度とこのような事故が起きないように、徹底した安全対策に取り組むことが重要であります。併せて、万が一、航空機事故が発生した際に備え、今回の事故で明らかになった課題の解決に取り組むべきです。

そこで、日米両国政府で連携のうえ、次のことを実現するよう強く求めます。

- 1 重大な航空機事故が発生した際に、米軍が講じる安全確保策に日本側の意向が十分に反映されるよう、日米合同委員会の下に設置されている事故分科委員会の拡充や、日米地位協定の見直しを含め、必要な体制を構築すること。

また、日米間での事故後の安全対策に関する協議状況について、速やかに関係自治体に対して情報提供するよう、日米間で取り決めること。

2 日本側から、基地周辺住民の不安解消のため、同型機の飛行停止の申入れがあった際は、安全が確認され、関係自治体に対して事故原因や安全対策等の十分な情報提供を行うまでは飛行を停止するよう、日米間で取り決めること。

3 航空機事故が発生した際に、事故原因や再発防止策の具体的な内容、飛行停止や飛行再開の判断根拠などの航空機の安全性に関する情報を早期に関係自治体に示すことができるよう、日米間で必要な調整を行うこと。

特に、最終的に事故調査報告書が提供されるまでの間においても関係自治体に対して情報提供できるよう、情報提供事項について可能な限り事前に日米間で取り決めること。

4 特に、オスプレイについては、令和5年11月に発生した墜落事故を踏まえ、今後とも、安全対策を徹底するとともに、その安全対策に関する事項について、適時適切に関係自治体に対して情報提供すること。